

令和3年度 第3回

古賀市国民健康保険運営協議会

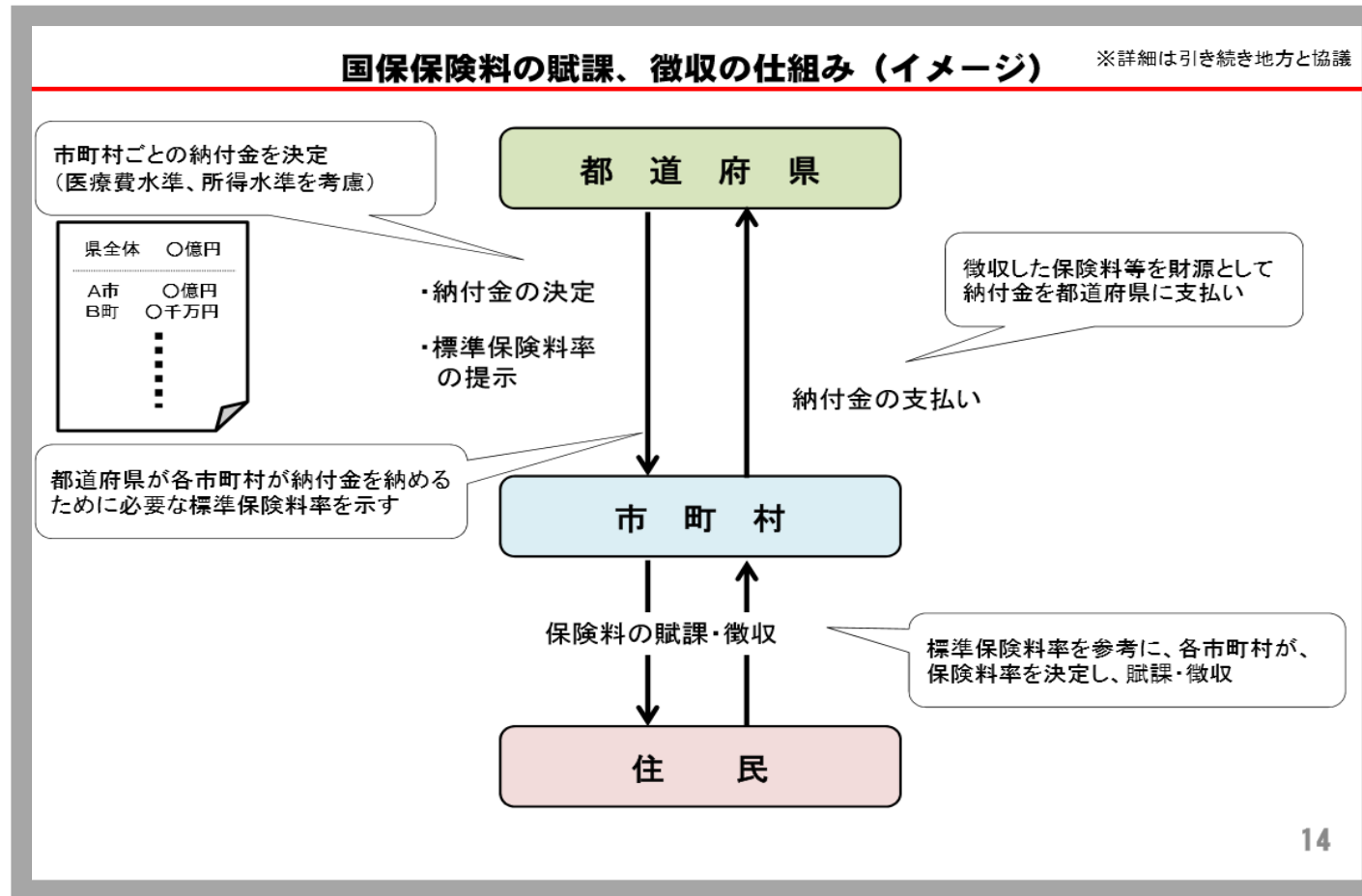
会議資料

令和3年12月20日

# 国民健康保険事業費納付金の仮算定結果に基づく 国保税の検討について

※ 本資料は、令和3年11月26日に福岡県から示された数値（古賀市の納付金額の仮算定結果、標準保険料率等）に基づき作成したものです。今後、本算定結果への更新等により変動します。

# ◆国保財政の仕組みはどうなるか？◆



# 1. 古賀市の納付金額の仮算定結果（一般分）

## (1) 県に収める納付金額

	納付金
医療分	1,114,552,151円
後期高齢者支援金分	335,752,174円
介護納付金分	102,552,614円
合計	<b>1,552,856,939円</b>

## 【参考】

		標準保険料率	現行
医療分	所得割率	7.91%	8.40%
	均等割額	28,715円	23,400円
	平等割額	29,233円	23,500円
支援分	所得割率	2.65%	2.90%
	均等割額	9,351円	8,400円
	平等割額	9,519円	8,500円
介護分	所得割率	2.28%	2.40%
	均等割額	10,288円	13,200円
	平等割額	8,024円	—

## (2) 1人当たりの納付金額

平成28年度納付金相当額（決算ベース）	119,369円
令和4年度納付金額（負担緩和前）	140,525円



令和4年度納付金額（負担緩和後）	<b>140,378円</b>
------------------	-----------------

※古賀市は、平成28年度より令和4年度の金額が基準を上回っているため、**負担緩和措置の対象となる。**

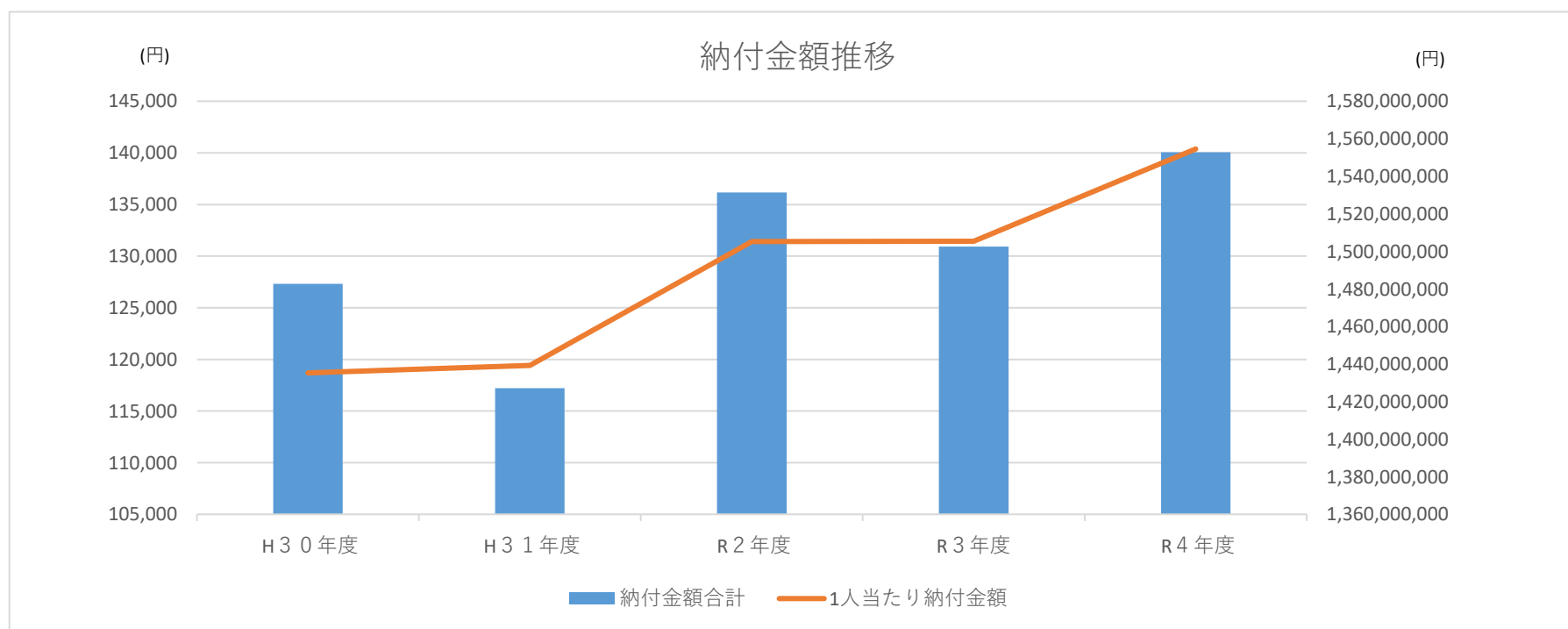
※1人当たりの納付金額は、市町村の保険料（税）収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

### (3) 納付金額の推移

(円)

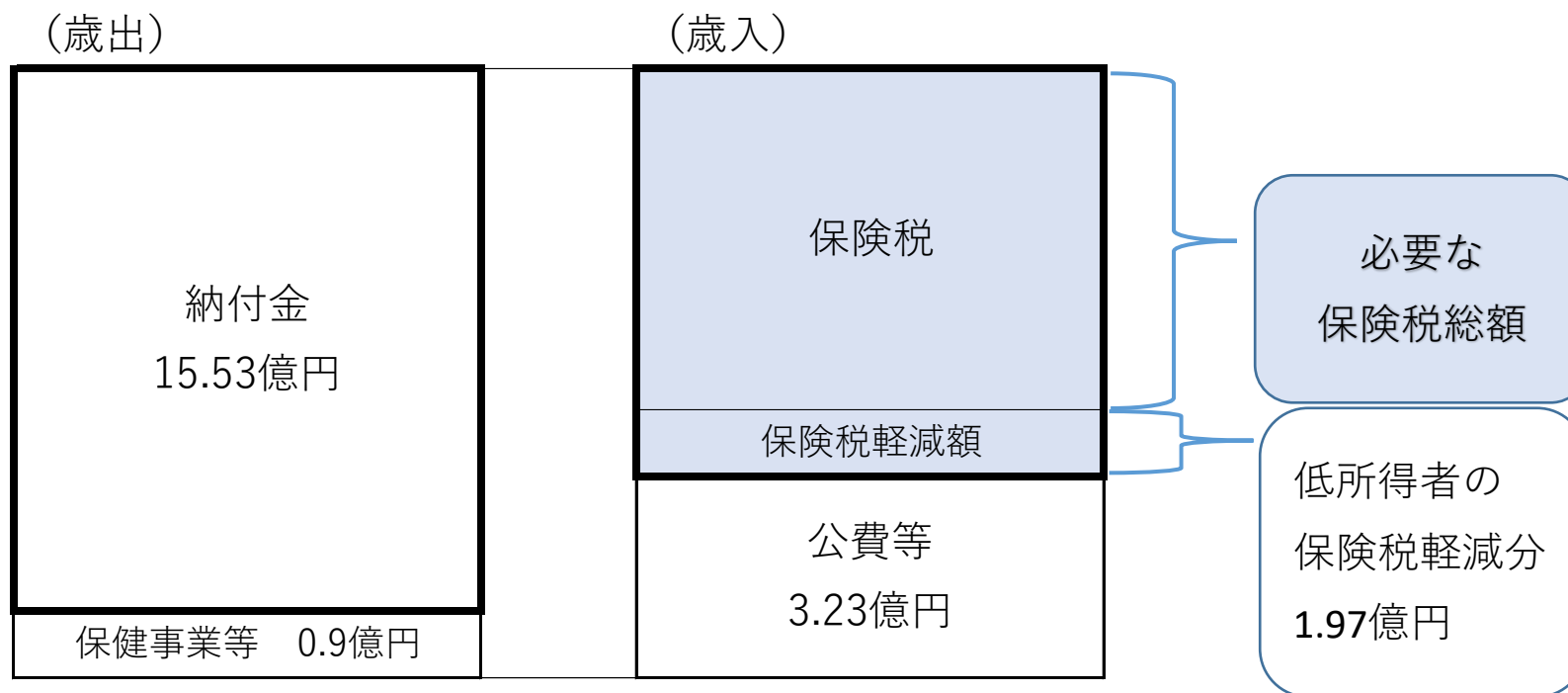
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
納付金額（合計）	1,482,784,989	1,427,257,337	1,531,452,973	1,502,528,842	1,552,856,939
納付金額（一人当たり）	118,694	119,426	131,399	131,432	140,378

※R4年度は仮算定結果の納付金



## 2. 必要な保険税総額

### (1) 納付金と保険税総額の関係



※仮算定結果から国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図  
(金額は仮算定結果に基づき試算したもの)

必要な保険税総額は11.23億円のところ、現行の保険税率で試算すると、10.14億円の歳入を見込む。

⇒ 約1億1千万円の税収不足

### 3. 保険料水準の均一化について

#### (1) 地域の実情に応じた保険料水準の均一化

○福岡県国民健康保険運営方針より一部抜粋

国保制度改革の更なる深化を図るため、引き続き市町村の医療費水準の平準化等を図りながら、保険料水準の均一化を目指すこととする。

保険料水準の均一化については、医療費水準の平準化以外にも多くの課題があることから、次の二段階で解決にあたっての検討等を行う。

##### **① 制度改革定着期間（令和5年度まで）**

運営方針に掲げる諸施策を実行し、その定着を図るとともに、保険料水準の均一化に向けた諸課題について、県と市町村で協議し、一定の方向性を示すことを目指す。

##### **② 県内均一化移行期間（令和6年度以降）**

制度改革定着期間における協議を踏まえ、保険料水準の均一化に向けた取組を進めることとし、協議が整わなかった課題については、継続して協議する。

## (2) 標準的な保険税算定方式☒

○福岡県国民健康保険運営方針より一部抜粋

### 市町村標準保険料率の算定方式

- ・医療分、後期分、介護分の全てにおいて3方式（所得割・均等割・平等割）とする。

### 市町村標準保険料率の算定に必要な納付金の算定

- ・令和6年度納付金算定から、医療費水準の格差の反映の程度を減少させる。
- ・医療分、後期分、介護分の全てにおいて3方式とする。（古賀市は介護分のみ2方式）
- ・応益分：応能分 = 1：国が示す本県の所得係数 $\beta$ とする。（55：45）
- ・応益分は、均等割：平等割 = 6：4とする。



## 4. 令和4年度の保険税率の検討

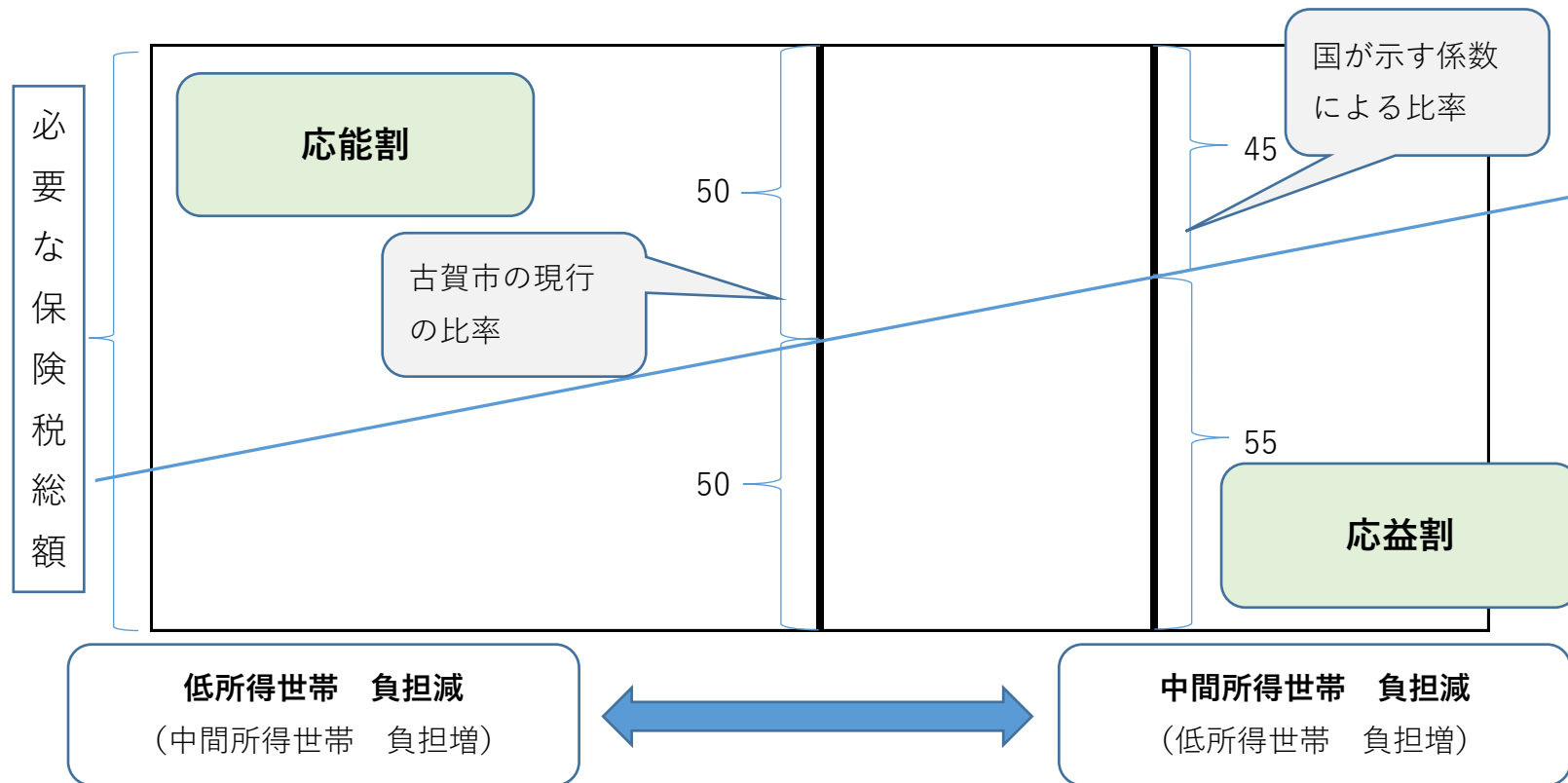
### (1) 保険税率改定案

不足する税収を補うため、令和4年度の想定被保険者数・世帯数及び所得水準を基に、令和4年度以降の均等割額・平等割額を以下のとおり検討する。

なお12月15日時点において、財政調整基金は約3.8億円の取り崩しが可能。

		①現行	②税収1%増	③税収3%増	④税収5%増	⑤税収10%増
医療分	所得割率	8.40%	8.40%	8.40%	8.40%	8.40%
	均等割額	23,400円	23,200円	24,500円	25,600円	30,100円
	平等割額	23,500円	25,700円	26,600円	28,100円	33,200円
支援分	所得割率	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%
	均等割額	8,400円	8,400円	8,800円	9,200円	9,000円
	平等割額	8,500円	9,200円	9,600円	10,100円	9,900円
介護分	所得割率	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%
	均等割額	13,200円	13,300円	13,900円	14,300円	18,700円
	平等割額					
応益割：応能割		48.6：51.4	49.6：50.4	50.5：49.5	51.7：48.3	55.0：45.0
不足額（億円）		1.1	1.0	0.8	0.6	0

## (2) 賦課割合（応能割・応益割）の考え方



## 国民健康保険税の課税について

令和3年度の国民健康保険税率は以下のようになります。

①医療分、②後期高齢者支援分、③介護分を合わせた形で納めていただくことになります。

①②③所得割については、該当者全員の所得について計算します。

### ① 医療分

所得割	前年分所得の	8.4 % (基礎控除43万円)
均等割	1人あたり	23,400 円
平等割	1世帯あたり	23,500 円
課税限度額		630,000 円

端数

$$\left( \begin{array}{c} \text{所得額} \\ \boxed{0} \end{array} - 0 \right) \times 8.4\% = \boxed{0}$$

$$\text{※1人あたり } 23,400\text{円} \times \boxed{0}\text{人} = \boxed{0}$$

$$\text{※1世帯あたり} \quad \boxed{23,500} \quad \boxed{0}$$


---

医療分合計 ① 23,500

### ② 後期高齢者支援分

所得割	前年分所得の	2.9 % (基礎控除43万円)
均等割	1人あたり	8,400 円
平等割	1世帯あたり	8,500 円
課税限度額		190,000 円

$$\left( \begin{array}{c} \text{所得額} \\ \boxed{0} \end{array} - 0 \right) \times 2.9\% = \boxed{0}$$

$$\text{※1人あたり } 8,400\text{円} \times \boxed{0}\text{人} = \boxed{0}$$

$$\text{※1世帯あたり} \quad \boxed{8,500} \quad \boxed{0}$$


---

後期高齢者支援分合計 ② 8,500

### ③ 介護分 (40歳～64歳)

所得割	前年分所得の	2.4 % (基礎控除43万円)
均等割	1人あたり	13,200 円
課税限度額		170,000 円

$$\left( \begin{array}{c} \text{所得額} \\ \boxed{0} \end{array} - 0 \right) \times 2.4\% = \boxed{0}$$

$$\text{※1人あたり } 13,200\text{円} \times \boxed{0}\text{人} = \boxed{0} \quad \boxed{0}$$


---

介護分合計 ③ 0

課税されています税額はその後に所得額などに変更が生じた時、  
変更することがありますのでご了承下さい。

国民健康保険税合計 ①+②+③ 32,000  
(これはあくまで試算額です)  
(税率は変更になることがあります)

所得は総所得金額等(給与所得、年金所得などの合計)になります